危機管理対策本部会議

日　時：平成 21 年 4 月 28 日（火）9:00 ～
場　所：県庁 3 階特別会議室

◎ 協議事項

新型インフルエンザ発生に伴う県の対応方針について

事　務　連　絡
平成２１年４月２８日

各都道府県消防・防災主管部局長　殿

消防庁救急企画室長

メキシコ等における新型インフルエンザの発生に伴う対策の徹底について

本年３月以降、メキシコ等において豚インフルエンザウイルス（Ｈ１Ｎ１亜型）による患者の発生が確認され、本日、ＷＨＯは当該事案について新型インフルエンザの発生であるとし、フェーズ４に格上げすることを宣言しました。これを受け、厚生労働大臣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）（以下「感染症予防法」という。）に規定する新型インフルエンザ等感染症が発生したとの宣言を行ったところです。

総務省としても、新型インフルエンザの発生に伴う事態に適切かつ迅速に対処するため、総務省新型インフルエンザ対策本部の中に、消防庁長官を本部長とする消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部を設置しました。

つきましては、下記事項について留意されますとともに、主旨をご了知の上、貴管内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に周知及び所要の対応に当たるようご指導方お願いいたします。

記

１　救急搬送に関する連携強化等について

（１）衛生主管部局等との連携

国内において新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）が発生し、都道府県知事が感染症予防法に基づき、入院を勧告又は命令した者についての医療機関までの移送は、都道府県知事の責任において行うこととされているところであり、衛生主管部局や医療機関等との連携体制について改めて確認すること。

具体的には、１１９番通報があった際の傷病者情報の聞き取りにおいてインフルエンザ様の症状を訴えている場合、又は、救急隊が救急現場においてインフルエンザ様の症状を呈している傷病者に接触した場合には、新型インフルエンザ流

行地域への渡航歴がないか等を聴取し、状況に応じ、適切に保健所等に連絡するなど、改めて衛生主管部局等との連携体制について確認すること。

また、感染症予防法に基づく入院措置が行われる患者が増加し、都道府県等による移送では対応しきれない場合を想定し、都道府県等は、事前に消防機関等関係機関と協議し、新型インフルエンザ流行時における患者の移送体制を確立させる必要があるところであり（「新型インフルエンザ対策ガイドライン」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議）参照）、必要に応じ速やかに当該協議を実施すること。

（２）感染防止対策の徹底

新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）を救急搬送する可能性があることを想定し、感染防止対策を徹底すること。

なお、豚由来のインフルエンザであっても、基本的に鳥由来のインフルエンザと同様の感染防止対策を講じればよいものであること（「消防機関における新型インフルエンザ対策検討会報告書」（平成２１年２月）参照）。

２　新型インフルエンザの疑い患者に関する消防庁等への報告について

救急搬送を行った者について、インフルエンザ様症状があり、以下の条件を満たす場合については、迅速に都道府県及び消防庁へ報告を行うこと。

・　過去１０日間に新型インフルエンザの流行地域へ滞在又は立ち寄った
（過去１０日間に新型インフルエンザの疑い患者と接触した場合を含む）

※　なお、期間や流行地域、その他の条件については、専門家の知見等を踏まえ、変動する可能性があること。

（連絡先）
総務省消防庁救急企画室
TEL　：03-5253-7529
FAX　：03-5253-7539
担当：溝口、小林、稲垣
r.kobayashi@soumu.go.jp
消防庁宿日直者（宿直室）
TEL　：03-5253-7777
FAX　：03-5253-7553

3　発生初期段階に検討・実施すべき主な対策

⑴　海外において新型インフルエンザが発生した場合〔発生段階Ⅰ〕

海外において新型インフルエンザが発生した場合には、危機管理対策本部を設置することになるが、その際、各部局で検討、実施すべき主な対策は次のとおりとする。

部局名	主な対策
危機管理局	□危機管理対策本部及び危機管理会議の招集・運営 □対策の実施等についての全庁の総合調整 □県民への積極的な情報提供 □消防機関との連携 □ライフラインの維持に関する事業者との連携
企画総務部	□県内私立学校への情報提供等 ・最新情報を提供し、児童・生徒、教職員、保護者等への周知徹底 ・発生地域等への留学生や修学旅行、発生地域等からの帰国者の有無の調査 ・国内発生に備え、緊急時の連絡責任者の再確認 □職員に対する予防、感染拡大防止に関する周知
県民環境部	□保健環境センターの体制整備 ・県内発生期に備え、保健福祉部と連携し、人的体制やウイルス検査試薬の確保等、物的側面も含め検査体制の整備 □在県外国人への情報提供 □外務省等からの情報収集（発生国への渡航制限情報等）
保健福祉部	□厚生労働省や関係機関からの情報収集 □県内各保健所及び感染症・疾病対策室に新型インフルエンザ発熱相談ホットラインを設置 □県医師会及び保健医療関係団体と連携し、感染予防策や県内発生期の対応について再度徹底 □社会福祉施設等への情報提供及び感染予防対策の徹底 □保健所での疫学調査、検体搬送等の体制の再確認 □入院対応医療機関との連携及び情報の共有化 □医薬品卸売業者と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の市場流通状況を再確認 □県備蓄の抗インフルエンザウイルス薬の配布方法の調整 □火葬場の処理能力の再確認、遺体の取扱いについて市町村へ指導
商工労働部	□発生国への県内進出企業の社員、家族の健康状態等確認及び進出企業から現地の状況変化等の情報収集 □発生国への県人旅行者の状況把握 □商工団体及び観光協会等関係団体への情報提供及び対応状況等の情報収集

部局名	対策
農林水産部	□農林水産関係団体への情報提供及び対応状況等の情報収集 □食料輸入についての情報収集及び農林水産物の輸入減少が予測される場合等の農林水産省との連携 □発生国付近での漁船操業者の確認
県土整備部	□県内交通機関、関係団体への情報提供及び対応状況等の情報収集 □国土交通省等との連携及び情報収集 □水際対策での防疫措置や医療活動の支援
南部総合県民局、西部総合県民局	□保健所の体制の確認 □管内市町との連絡の強化 □局内の連絡調整や応援体制の整備
企業局	□事業継続の体制整備のため、職員及び関係機関に対し、感染予防策、感染が疑われる場合の対応について周知徹底
病院局	□県立病院への体制整備指示 ・特に、病床の確保、発熱外来設置及び院内感染対策の検討並びに備蓄品の状況確認
教育委員会	□公立学校の児童生徒等や保護者、教職員に最新情報や感染予防に必要な留意事項を周知徹底 □関係機関との緊急連絡網の確認 □発生国への修学旅行の有無の確認 有る場合には、参加した児童生徒等・教職員の健康状態の把握 □発生国への修学旅行の禁止、周辺国への修学旅行の自粛 □発生国からの帰国者がいる場合の健康の確認 □発生国からの帰国者が風評等により不当な扱いを受けることがないよう冷静な対応を要請 □発生国の日本人学校に本県からの派遣者がある場合には、文部科学省と連携し本人との連絡を確保
県警察本部	□水際対策の支援要請等に伴う警戒活動及び交通規制 □住民の不安感に乗じた犯罪の予防及び取締り